

令和3年6月18日

審査庁

安芸高田市長 石丸 伸二 様

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 原 田 武 彦

安芸高田市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

安芸高田市が令和3年1月27日付けで行った行政文書一部公開決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

安芸高田市長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月27日付で行った行政文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分は、全て公開すべきである。

### 2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年1月13日に、安芸高田市情報公開条例（平成16年安芸高田市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和2年度屋外広告物担当者会議の資料として配布された屋外広告物事務質疑応答集」（以下「本件文書」という。）の行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件文書の目次並びに内容の項目、質問及び回答について示された部分を条例第7条第5号及び第6号に該当する非公開情報として、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月2日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、具体的な意思決定の前段階又は決裁を前提とした審議、検討等に関する情報を対象とした規定である。しかし、本件文書は、広島県（以下「県」という。）が令和2年7月16日開催の「令和2年度屋外広告物担当者会議」において配布した資料であるから、既に意思決定を経て作成に至ったものと解することができ、その後において当該意思決定に影響が及ぶことはない。

よって、「意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせる情報」には該当しない。

イ 本件文書は、県が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第245条の4第1項の規定に基づき助言・情報提供した参考資料に過ぎず、屋外広告物事務に関する最終処分庁である実施機関の判断を拘束するものではないから、本件文書を公開することにより、市民等に対し解釈の拡大や無用の誤解を与え、事務の円滑な運営に支障を及ぼすことはない。

#### (2) 条例第7条第6号該当性について

ア 本件文書は、実施機関を含む県内市町が広島県知事から権限移譲を受けた屋外広告物事務に係る質疑及びそれに対する県の見解をまとめた資料であり、事務処理及び処分決定の基準となるものであるから、特段の事情がない限り、これを公表する

ことにより、県と実施機関の協力関係に著しい支障が生じるとは考えられない。  
イ また、仮に、本件文書に法令に反する内容の記載があった場合には、その内容を公開しないことによって、申請者等の適正な権利の行使を困難にさせることにもなり、信義則に反する。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件文書の性格について

本件文書は、県土木建築局都市計画課において、参考資料として作成をされたものであって、令和2年度屋外広告物担当者会議で配布されたものを取得したものである。

##### (2) 条例第7条第5号該当性について

本件公開請求があった際に、本件文書の作成元である県に対して意見を聴取したところ、「本資料は、県と県内地方公共団体との検討、協議、意見交換、相談等に基づいて作成したものであるが、内容について、正確性や確定性が担保されているとは言えない」という取扱上の説明及び注意を受けたため、本市が本件文書の内容を公にすることにより、市民等に対して誤解及び混乱を与えると判断した。

##### (3) 条例第7条第6号該当性について

ア 実施機関が行う行政事務は、県との協力関係のもと総合的に推進されるものも多くあり、当該事務に係る情報が記録されている行政文書を、実施機関が一方的に公開することは、県との間の当面及び将来的な協力関係を損なう恐れがある。

イ また、本件文書の表紙に「担当者限り」との記載があることも考慮した上で、総合的に公開すべき情報ではないと判断した。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件文書の性格について

当審査会において、本件文書を見分したところ、実施機関が非公開とした部分には、屋外広告物事務に係る用語の定義、許可手続等における個別具体的な質問事項及び回答が内容として記載されており、個人等が特定され、又は特定され得る情報は含まれていなかった。

また、本件文書が法律その他の法令等に該当しないことは、両当事者の主張及び外形上からも明らかであり、これらの点を考慮すると、本件文書は、県が自治法第245条の4に基づく「助言」に類するものとして作成した「参考資料」であると解するのが妥当である。その上で、本件文書が、実施機関の主張する非公開情報に該当するか否かについて、以下により検討する。

##### (2) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、国等の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、①「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれ」、②「不当に市民の間に混乱を生じさせ」、又は③「特定の者に

不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす」情報について定めている。

本件文書が、県と実施機関を含む市町との検討又は協議に関する情報であることは、疑いの余地がないものとし、その上で、上記①から③までに該当するか否かについて、検討することとする。なお、①及び③については、実施機関からの具体的な該当性の主張はないものであったが、念のため検討を行うものである。

イ 本件文書は、屋外広告物事務に関する解釈等において、特に照会の多い事項等につき、事務の便宜を図るために、県が作成及び提供した資料であると推察されるが、本件公開請求時点において、既に発出されている文書であることから、その後において、本件文書に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるということは想定し難い。

よって、①「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれ」る情報と判断することは適切ではない。

ウ 屋外広告物事務は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）、広島県屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 72 号）等（以下「関係法令」という。）を根拠として実施されるべきものである。本件文書を、前述のように「参考資料」として解すれば、仮にその内容に瑕疵があったとしても、事務手続上の本来の根拠となる関係法令の適用に重大かつ深刻な影響を及ぼす可能性は低く、本件文書の公開により「誤解や混乱を生じさせる」とする実施機関の主張には、妥当性がないと言わざるを得ない。

よって、本件文書を、公にすることにより②「不当に市民の間に混乱を生じさせ」る情報と判断することは適切ではない。

エ 実施機関は、本件文書の存在の有無に関わらず、関係法令の趣旨を理解し、その適切な運用を行う業務上の義務を負う。つまり、仮に本件文書が公開された場合においても、その事実の有無により対応を変更することは、不適切なのであって、換言すれば、本件文書自体に、特定の者に利益又は不利益を及ぼすだけの影響力はないものと解するべきである。

よって、本件文書を、③「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす」情報と判断することは、適切ではない。

### (3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

実施機関は、「実施機関が行う行政事務は、県との協力関係のもと総合的に推進されるものも多くあり、当該事務に係る情報が記録されている行政文書を、実施機関が一方的に公開することは、県との間の当面及び将来的な協力関係を損なう恐れがある。」と主張するが、調査した限りにおいて、県が本件文書の公開を直接的に制止した事実はなく、また、本件文書を公開することによって、「協力関係に著しい支障を及ぼす」とする具体的な根拠も示されていない。

また、本件文書を、自治法第 245 条の 4 に基づく「助言」に類するものであると解した場合、審査請求人が反論書において主張する「同法 247 条 3 項は『国又は都道府県の職員は（中略）助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。』としている」という主張には、妥当性があり、このことから、県が

実施機関に対して、本件文書の取扱い方針を理由として不利益な取扱いをすることはできないものと考えられる。

よって、本件文書は、条例第7条第6号該当性のある情報と判断することは、適切ではない。

## 6 結論

以上を踏まえ、1記載のとおり、判断する。

## 7 審議等の経過

年月日	処理内容
令和3年2月22日	実施機関から諮問書及び弁明書の受理
令和3年2月26日	反論書の受理
令和3年3月6日	補佐人帯同許可申請書の受理
令和3年3月29日	第1回審議（論点整理）
令和3年4月16日	第2回審議（口頭意見陳述・答申検討）
令和3年4月22日	実施機関への質問書の送付
令和3年4月27日	回答書の受理
令和3年5月11日から 令和3年6月16日まで	答申案の検討（書面等による協議）
令和3年6月18日	答申

令和3年6月18日

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会

原田 武彦  
宮畑 加奈子  
小川 仁士  
安藤 福平